

令和2年第11回筑紫野市農業委員会総会  
議事録

令和2年11月9日 午後2時58分  
筑紫野市役所 506会議室

1 開会日時及び場所 令和2年11月9日 午後2時58分  
筑紫野市役所 506会議室

2 閉会日時 令和2年11月9日 午後4時1分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

真鍋豊、大石茂美、長谷恭一、砥綿俊彦、八尋雄二、永田秀喜、檜木勇、  
八尋洋一、井上ユキエ、萩尾博道、熊野修治、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、市川勘一、市川光秀、砥綿英彦、高田長次  
佐藤英昭、中山榮二、八尋泰憲

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

松原剛

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 八尋優一

事務局農地担当係長 萩尾浩三

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 森紘志

環境経済部農政課農政担当主事 富岡拓也

5 会議に付した事項

農地

報告第30号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について

報告第31号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出について

報告第32号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

議案第30号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第31号 農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について

議案第32号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

議案第33号 非農地証明願いについて

農政

議案第17号 特定農地貸付の承認申請について

議案第18号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

議案第19号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）  
に関する意見照会について

○議長：じゃあ、おそろいようですので、始めていきたいと思います。

出席委員が、筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第11回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。署名委員には、3番委員の長谷委員さん、7番委員の檜木委員さん、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議事に従い、審議をお願いいたします。お手元に前もって資料が配付されておりますので、その順番に従って進めさせていただきます。

それでは、まず1ページをお開けください。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動届出に関する件を報告いたします。

報告第30号、議案書のとおり農地の権利移動届出が1件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□外10筆。地積は、田1万8,553平米、畑842平米、合計1万9,395平米です。届出の事由は相続。あっせんの希望はありません。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件について質疑等あります方はお願いします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

2ページをお開けください。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第31号、議案書のとおり農地の転用届出が2件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、畑231平米、合計231平米。転用目的は駐車場。構造規模、盛土・整地。工事期間、令和2年10月15日から令和2年11月30日まで。開発許可の要否は不要です。受付月日、令和2年10月5日。

番号2番、届出者、久留米市□□、□□。届出地、□□。地積、畑283平米、合計283平米。転用目的は自己住宅。構造規模、木造平屋建て。工事期間、施工済み。開発許可の要否は不要です。受付月日、令和2年10月22日。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

3ページをお開けください。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第32号、議案書のとおり農地の転用届出が3件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番、譲受人、長崎県南島原市□□、□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□外1筆。地積は、田27.02平米、合計27.02平米です。転用目的は道路拡張。契約内容、売買。構造規模、アスファルト舗装。工事期間、施工済みです。開発許可の要否は不要。受付月日は令和2年10月15日。

番号2番、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市石崎一丁目1-1、筑紫野市長、藤田陽三。届出地、□□。地積は、田250平米、仮換地142平米、合計250平米。転用目的は駐車場。契約内容は交換。構造規模は現況のまま利用です。工事期間は施工済み。開発許可の要否は不要です。受付月日、令和2年10月20日。

番号3番、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□外1筆。地積は、田1,370平米、合計1,370平米です。転用目的は共同住宅。契約内容は売買。構造規模、鉄筋コンクリート造5階建て。工事期間は、令和2年11月1日から令和3年2月28日。開発許可の要否は、県開発許可該当になります。受付月日は令和2年10月20日。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、本件に関する報告を終わります。

4ページをお開けください。

議案第30号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります□□番委員、□□委員さん、よろしく願いいたします。

○委員：議案第30号。譲受人、住所・氏名・耕作面積、筑紫野市□□、□□。譲渡人、住所・氏名、同じく筑紫野市□□、□□。申請地の表示は、□□、持分の4分の1。面積は3,017平米。異動の内容は相手方の要望ということで、契約内容は、親から子ということで贈与になっております。

これは、□□の横にあります□□が前あった近辺になります。□□さんが父親で、この頃、息

子さんの□□さんがするという事で贈与を受けるということになっております。

内容的には以上です。

○議長：ありがとうございます。1番について、事務局より追加がありましたらお願いします。

○事務局：内容につきましては□□委員から説明をいただいたとおりでございますが、若干補足させていただきますと、位置図は次の5ページ、6ページで、場所を書いております、黒く網かけをしている場所でございます。

今回の申請は、先ほど説明がありましたとおり、贈与による所有権移転、譲受人と譲渡人は親子関係になります。

農地法3条の要件でございますが、現在耕作している農地の利用状況は、合計1万6,793平米、今耕作されています。主に水稲ということで、現在全ての農地の耕作状況は良好でございます、取得後におきましても効率的に耕作をされると思われま。

また、営農状況は、お二人でされていまして、従事日数も20日以上でございます。今後も常時従事するというふうに思われます。

また、地域との調和になりますが、申請地については、これまで同様に水稲ということで、支障はないと考えております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。では、本件に対する質疑・意見のある方はお願いいたします。

○事務局：すみません、先ほど「20日以上」と申し上げましたが、「200日以上」の従事になります。

○議長：じゃあ、質疑・御意見のある方ございませんか。

(なし)

○議長：それでは、ありませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することにいたします。

7ページをお開けください。

議案第31号、農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1番につきまして、地区担当委員であります□□番委員、□□委員さん、よろしく願いいたします。

○委員：番号1、申請者住所、筑紫野市□□。氏名、□□。申請地の表示、□□外2筆。地積、

田2,032平米、畑306平米、合計2,338平米。申請内容、転用目的、農地改良工事。構造規模、盛土・整地。工事期間は、令和2年4月6日から令和2年12月25日。農地の区分、第一種……。

○委員：第二種ですよ。

○事務局：すみません、事務局からですが、ちょっと修正がございまして。農地の広がり的には、二種と書いてありましたが、第一種の誤りでございます。

○神崎議長：一種でお願いします。

○事務局：一種でよろしくお願いします。

○委員：いいですか。

○議長：はい、どうぞ。

○委員：資金の内訳、自己100%。開発許可、不要。用排水処理、承諾書添付。都市計画、区域外です。

以上です。

○議長：それでは、事務局から補足説明がありましたらお願いします。

○事務局：事務局より説明をさせていただきます。

申請箇所でございますが、次の8ページ、9ページに位置を示しております。近くに福岡県立□□がございまして東側に位置する農地、県道□□線沿いに位置する農地になります。

今回の申請理由ですが、今回の申請地は周囲より若干低い段になっておりまして、そこにどうしても水がたまってしまって、湿地状態がずっと続くことで耕作できない状況であったことから、盛土・整地を行って耕作ができる状況にしたいということでの改良工事でございます。

本来であれば、農地改良行為というのが軽微なもの、具体的に施工面積が1,000平米以下、それから盛土高が1メートル以内であれば農地改良届で、許可ではなく改良届で終わるところですが、今回の工事が1メートルの基準を上回っているということで、改良であるんですが県の許可を要するというところでの申請になります。

今回の申請地の一部でございますが、9ページに見取図を書いております。3筆ございまして、一番大きな□□というところがあります。ここは、実は本年の4月に農地改良届というのが出ている場所でございます。定例会のほうでも報告をさせていただいておりましたが、現地確認をしましたところ、届出地は提出された造成計画以上の高さになっていたということで、県の許可に切り替えたものでございます。

工事に当たり水利承諾書の条件は付されておりましたが、隣地承諾書、こちらは地権者が3名おられまして、条件が付されております。まず土砂崩れが起こらないように、それから日照を遮る建物、もちろん建築物を建てたり樹木を植えたりしないようにということで、地権者のほうから条件が付されておるところです。

今回の申請に当たって、当初の計画以上にやっているというところから、申請者から始末書を頂いているところでございます。

説明は以上です。

○議長：ありがとうございます。本件に対する質疑・御意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第4条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することといたします。

10ページをお開けください。

議案第32号、農地法第5条の規定による農地の転用許可（計画変更承認）申請に関する件を議題といたします。

内容につきましては、事務局から説明をさせますので、よろしくをお願いいたします。

○事務局：今回の案件につきましては事務局より説明をさせていただきます。計画変更ということで、こちらのほうで説明をさせていただきます。

まず、議案を読み上げさせていただきます。

番号1番、譲受人、春日市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地、□□。地積は、田432平米、合計432平米。申請内容は、転用目的、農家住宅。契約内容は使用貸借。構造規模、木造平屋建て。工事期間は、令和元年7月15日から令和元年12月31日まで。農地区分は第二種。資金内容は借入れ100%です。建蔽率、27.99%。開発許可は不要。用排水処理は承諾書添付。都市計画区域は市街化調整区域になります。

本案件につきましては令和元年6月に御審議をいただいたもので、令和元年8月に県の許可を受けている、下りているものでございます。転用の目的が農家住宅ということで、既に住宅の建築は完了しております。

今回の変更の申請理由ですが、当初の計画では、住宅の横に農業用の倉庫を建設する予定だったんですが、農機具のほうは、隣接地に親の御自宅がありまして、そちらの農業倉庫をしますと、倉庫に保管しますということで、当初の転用目的でございます住宅及び農業倉庫の建設から、住宅のみの建設ということで変更になったために今回申請があったものです。

住宅については、先ほど申し上げましたとおり、完了をしております。令和元年12月31日に完了、完成してございまして、議案書で言いますと変更点につきましては、農業用倉庫の建設がござ

いませので、建蔽率だけが若干、当初の建蔽率が37.48%、倉庫がなくなったというところで建蔽率が27.99%に変わったというところでございます。

以上です。

○議長：では、本件に対する質疑・意見のある方、お願いいたします。

○委員：小さなところですけど、譲受人と書いてありますが、春日市□□というのはありませんので。これは私がちょっと調べたら、□□になると思います、□□さんの家は。申請書のところ……。

○事務局：申請書ですね。

○委員：□□になっていませんか。

○事務局：申請書は実は……。そうですね、失礼しました。許可書の内容確認をしますと、「春日市□□」になります。

○委員：でしょう。□□というのはありませんので。

○事務局：はい、失礼しました。

○議長：譲受人のところの住所の「春日市□□」というふうをお願いいたします。「□□」を入れてください。

○事務局：春日市□□ですかね。

○議長：ほかございませんか。

(なし)

○議長：では、ありませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員賛成と認め、よって本案は原案のとおり可決することといたします。

では、13ページをお開けください。

議案第33号、非農地証明願に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります□□番委員の□□委員さん、説明方よろしくお願いたします。

○委員：番号1番、申請人、太宰府市□□、□□。申請地の表示、□□外1筆。地積、畑で569平米。当該地、平成10年より竹の進出。大きい竹が出ていますため、現況は竹林となっているということで、非農地の証明願が出ております。

図面の15、16ページを見てもらうと分かりますけれども、□□の□□線の裏側とございますか、



基山側になります。分かりますかね。

○委員：□□の反対ぐらいでしょう。

○委員：□□の反対側です。

もう一つ行きます。

○議長：ちょっとお待ちください。一つずつ行きましょう。申し訳ありません。事務局のほうから補足がございましたら。

○事務局：事務局のほうは特にありません。

○議長：それでは、別々にいきます。これに質疑・意見等がございましたら。よろしゅうございますか。

(なし)

○議長：ありませんようですので、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することといたします。

では、□□番を同様に、申し訳ございません、□□委員さん、よろしくお願いいたします。

○委員：番号2、筑紫野市□□、□□さんです。申請地の表示、□□。地積、田んぼ274。ここに書いてある申請内容ですけれども、当該地は、昭和27年に平屋の住宅が建ってしまっていて、現況は宅地となっていますけれども、まだ田んぼの表示があります。地積は田んぼになっております。場所は、これも今申しましたところの裏側と同じようなところですよ。前側は、□□線を挟むと□□になると思いますけれども、そこになります。

以上です。

○議長：ありがとうございます。では、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：特にありません。

○議長：じゃあ、本件につきまして質疑・御意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認め、よって本案は原案のとおり可決することといたします。

じゃあ、その先のページをお開けください。5枚目ぐらいですかね。議案第17号という表紙が

ついているやつです。

議案第17号、特定農地貸付の承認申請についての件を議題といたします。農政担当者の提案及び内容説明をお願いいたします。

○農政担当：農政課農政担当の富岡と申します。よろしくお願いいたします。

農政議案第17号、特定農地貸付の承認申請書について説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

現在、筑紫野市では、市民に対して市民ふれあい農園の貸出しを行っております。今回は11月末で終了します各農園の貸出しを引き続き実施するための申請になります。

まずは、筑紫野市特定農地貸付規程について御説明させていただきます。

1 ページ目を御覧ください。市民農園は、農業者以外の方が野菜や花などを栽培して、自然と触れ合うことにより農業に対する理解を深めることを目的として開設させていただいております。

続いて、第4条を御覧ください。特定農地貸付に係る農地貸付の期間等その他の条件については、規程第4条に基づき設定させていただいております。期間が令和3年3月1日から令和5年11月30日までと次回はなっております。

続いて、その下の第5、6、7条から、特定農地貸付を受ける者の募集及び選考の方法について御説明いたします。規程第5条、6条、7条に基づいて、一般公募の下、農地借受申込書の申込みがあった市民に対して、抽せんにより借受者の決定を行います。

続いて、第8条を御覧ください。特定農地貸付に係る農地の適切な利用を確保するために、方法について、規程の第8条に基づいて、借受者との契約時、筑紫野市特定農地借受遵守事項を遵守していただくよう呼びかけております。

次に、5ページ目を御覧ください。5ページ目は、開設予定の市民ふれあい農園7か所の一覧表となります。加えて、特定農地貸付に要する農地の位置及び地番については、6から12ページに地図等をつけておりますので、御確認をよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長：ありがとうございます。それでは、本件に対する質疑・意見のある方はお願いいたします。

どうぞ。

○委員：これ、賃料が幾らとなっておりますか。賃料は広さによって違うんですか。

○農政担当：貸付者1名に対して、一区画につき500円です。

○委員：じゃ、一区画は何平米ですか。

○農政担当：一区画は10平米です。

○委員：10平米。

- 委員：なら、区画は10平米で全部区切ってあるわけですか。
- 農政担当：そうですね、10平米で計算して区切ってあります。
- 委員：何メートル、何メートルになりますか。
- 農政担当：それが、すみません、農園によって形がちょっと異なってくるので……。
- 委員：これ10坪でしょう、10坪。
- 農政担当：すみません、10坪です。申し訳ございません。
- 委員：そいけん、33平米になる。
- 農政担当：失礼しました。10坪で33平米です。長さですけれども、農園の形によって変わってくるので、きれいに何掛ける何という形では切れないので、そこはちょっと市のほうで区切って作っている形ではあります。
- 委員：その賃料の中で、賃借料で払ってあるんでしょうけれども、市からもその農地に賃借料か何か払ってあるんですか。
- 農政担当：そうですね。今回の七つの農園に関しましては、市の所有ではないので、地主さんに借受の際にお支払いをしております。
- 委員：市からどれぐらいの感じで借りてあるんですかね。
- 農政担当：市からは、一覧表のほうを見ていただければと思うんですけども、5ページの表のほうに、それぞれ農園の広さに対しての賃借料を。
- 委員：ああ、これが市の支払い分。
- 農政担当：はい、さようでございます。
- 委員：入園者は。
- 農政担当：入園者は、1か月に一区画につき500円です。
- 委員：500円。それは地主さんのほうの口座に入るわけですか。
- 農政担当：いや、地主さんのほうには既にお支払いを。借りるタイミングでお支払いをする流れになります。
- 委員：なら、市が賃借料で借りて。
- 農政担当：そうです、先に。
- 委員：入居者からは500円。
- 農政担当：そうです。
- 委員：それと、もし市外の方で、例えば筑紫野市内の事業所、会社に勤めているという場合は、応募の規定には該当しない。
- 農政担当：そうですね。貸付けの相手としては該当はしない。あくまで市在住の……。
- 委員：なら、住民登録された人。

- 農政担当：はい、在住の方が対象になります。
- 議長：ほかに御質問ございませんか。
- 推進委員：一区画は33平米ということでしょう。
- 議長：そうですね、大体10坪だそうです。
- 農政担当：失礼しました。
- 委員：そうやろう。5メートル、6メートルぐらいで……。
- 農政担当：そうですね、5メートル、6メートルぐらいで大体一区画。
- 委員：40メートルは……。
- 農政担当：すみません、失礼しました。
- 議長：ほか御質問ございませんか。
- 推進委員：実は私が田んぼを作っているところは、現実で言うと、ちょうど住宅街というか、団地の真ん中に持っているんですね。そこがなかなか、水田を作るときに消毒するとかいろいろあると、やっぱり周りが住宅街なものですから、えらい問題が多いんですよ。風で葉が飛んできたとか、ちょっと麦わらを焼いたら、すすが飛んできて洗濯物が汚れたとか、文句が多いものだからですね。こういうふうなふれあい農園は、市のほうにその土地を預けて作るということではできないんですか。
- 農政担当：すみません、私のほうからよろしいでしょうか。
- 推進委員：はい。
- 農政担当：今、市民ふれあい農園の実情から言いますと、新規に借り入れてするようなことは、ちょっとやってないんですよ。
- 推進委員：ああ、してないと。
- 農政担当：これ自体も満杯になってないといいたいまいしょうか、借手が足りないという状態なものですから。
- 推進委員：ああ、なるほど。募集しても集まらないということですか。
- 農政担当：そうですね、実際に言うと。
- 推進委員：ああ、そう。
- 委員：借手が足りない現状ですか。
- 農政担当：ええ。いつも半分ぐらいは空いてるかな。半分いくか、いかないかぐらいです。
- 推進委員：ああ、そう。それは、だけどおかしいですね。私たちのところの周りの人はみんな、どこか空いてないだろうかと思って探している人がいっぱいいるんですけど。
- 農政担当：そういう方たちもいらっしゃいますけれども、広報紙とか載せていますが、やっぱりなかなか借手と場所が悪いというんですか。

- 推進委員：ああ、場所的にね。
- 農政担当：そうです。
- 委員：うちの近郊なんか、「私も入りたいけど、抽せんに当たらん」ということで、入居者に3年から5年と期限を切ってからやっていますもんね。
- 推進委員：抽せん漏れが多いんですよ。
- 農政担当：やっぱり地域にもよるんでしょうね。
- 委員：そうですね。
- 農政担当：個人さんで貸してあるところ、個人さんで一画をちょっと借りたいなどというのは、個人的にしてあるところが結構多いんですけれども、市のものという方は……。
- 推進委員：いや、そしたら、結局市でそれができないということになると、私個人がそういうことをやってもいいんですか、逆に。
- 農政担当：これはまたちょっと、それはまた農地法が関わってくる……。
- 推進委員：そうしたなら、また問題があるんじゃないですか。
- 農政担当：農地法の関係でまた変わってきますので。
- 推進委員：変わってくるんでしょう。
- 農政担当：すみません、市民農園として新しく借り入れてするというのは行っていないというのと、実情として、農園を用意していてもまだ借手が足りてないですよというところだけはちょっとお話はできます。
- 推進委員：それで、法人で、私の家の上のほうでやってある方があるんですけど、そこはもう満杯なんです。その法人の方なんかは、こちらの筑紫野の地元の人じゃないですけど、結局その人がやってあるのはいっぱい。みんな、日曜日、土曜日になると車がだあっと入って。いっぱい私のところの前を通過してから入って行ってますよ。だから、結局その問題は、どこが違うんですかね。
- 農政担当：ぱっと見で分かりませんが、有姿分譲で借りてあって、家庭菜園で借りたりとかされているところがあるじゃないですか。そのようなところもぱっと見は、いっぱい車を並べられて、私のところの上のところも何件かあります。
- 推進委員：あるんですよ、やっぱり。
- 農政担当：ありますし、すみません、飽きてくるとほったらかしになっているのもあります。こればかりは、借手と貸手がうまくいってればいいんでしょうけど。ただ、そのときにはきちんと手続を取っていただいて。
- 議長：できたら、市民農園を個人的に行うとか、法人でするぐらいのちょっとした条件的なやつを整理していただいて、皆さんにお知らせしていただくといいかもしれない。

○農政担当：改めて。

○議長：今、言われました市民農園の関係、これは市がする場合は別として、個人とか法人がされる場合はどういう条件が伴うとか、そういった整理を若干していただきましょうかね。

○推進委員：問題はそこですよ。なので、そのところを今度はちょっと勉強させてもらおうかと。

○議長：それを整理して皆さんに差し上げるようにしたいと思います。説明もしていただいて。

○推進委員：そうですね。はい、分かりました。なら、いいです。

○委員：市民農園の条例と違いまして、国がつくっている市民農園整備促進法とかいう内容には細かいことが全然載ってないからですね。実際には、私のところも太宰府市の□□の人がいっぱい。市民農園整備促進法等、全然してない。個人の自由で貸してあるんですよ。そこが小屋を建てる、ヤギを飼う、植木は植える。もう畑じゃないんですよ。これを私は市のほうに相談したけど、もちろん整備促進法は市が関与してないから、ある特定のAさんが勝手に貸しているから。早く言うと、我々のため池から流れてくる水を黙ってくんで、畑に水をかける。車は、我々は自分の畑に車の駐車場を作って止めるんですけど、団地から車に乗ってきて、どこかの地主のオーナーみたいに止めるんですよ。だから、そういったことを私も何回か相談に来ましたけど、ただ、この条例に違反とか何とかじゃないから。一番いいのは、この農地の取扱い、個人である場合は、構築とか駐車場とか区役とか作道とか、とにかく地元でやっている人に迷惑をかけないようにしてもらわないと。今、無法状態になっていますので。私もいろんなところを見て回りますけど。もしよかったら、基準をつくっていただけたら助かるので、よろしくお願いします。

○議長：今、基準の話は簡単にいきませんかと思いますが、まずどういうものを簡単に説明を先にしなから、今後の中で考えていただきたいと思います。

○委員：すみません、先ほど話の中で、借手が半分ぐらいになっているという話がちょっと出ておりましたが、地主さんに対する金額、例えば1番だったら31万1,000円ですよ。27区画ということは、年間16万2,000円なわけです。だから、多分ほかのところもざっとあらかた計算すると、48%ぐらい市から補助金が出ているという形になるんですけど、これは価格設定など問題が出ているようなことはないんですか。もともと地主さんに対する賃料という評価だと、貸付金……、今度は借主に対する月500円というのは、ちょっと目的が違うんでしょうけど。ただ、差額で半分というのはちょっと大き過ぎるような気がするんですけど。

○農政担当：どのようにお答えすればあれか分かりませんが、場所によっては満額で、今言われた□□のところは全部借りられてあったりとか、ほとんど借りてないところがあったりとか、平均して半分と言いましたけれども。今言われてある市から個人さんに行っている賃料の分と、入ってくる額との差があるんじゃないかというところがあるんでしょうけれども、ぱっと見がで

すね。この分に関しても、もともと最初の目的にありますように、農業に触れ合っていただくというところが目的なものですから、そういったところで一部補助みたいな感じで取られてもちょっと仕方ないのかなというところがあります。とんとんになるような貸付けの金額でというところは、もともと設定がなかったものですから、今の状態もこのままだというところが実情でございます。

○委員：ちょっと賃貸料が……。ちょっと評価がずれ過ぎるんじゃないかなと。

○農政担当：そうですね、結構違いますからね。一番最初のときの分の……。

○委員：先ほど言われたように、結局50%ぐらいしか借手がないということは、もともとが48%程度で、半分ぐらいしか取れないのに……。

○農政担当：もともとがですね。

○委員：実質は収支でいったら、商売じゃないからこんなこと言うのはちょっと違うのかもしれませんが、結局25%ぐらいしか収入がないということになりますから、あまりにもかけ離れているんじゃないかと。

○農政担当：一時期は確かに借手が多過ぎて大抽選会という形になったみたいですけど、今はちょっと下火になってきているような状態です。まだ私たちのPR不足もあるんでしょうけれども、若い人たちに「農業はどうでしょうか」と言ったり、してもらえないでしょうかというPRをちょっと行うんですけども、実際はなかなか。蓋を開けてみると来られなかったりだとかということで。随時受け付けておりますので、「残りの期間はこれだけですけども、どうでしょうか」というところは話をさせていただきながら、借手を入れているところでございます。

以上でございます。

○推進委員：ちょっと話いいですか。

○議長：はい。

○推進委員：話をちょっと変えたらいけないんですけど、前回のときに、□□のほうから私たちのところに、非農家の方が畑を作りたいということで、土地を買ってから来られているんですけど。その方が今現実やっておられるところは、なかなか細やかな人で、全然草も何も生えないんですよ。田んぼでも立派なものでですね。そして、日曜のたびに来て、トラクターでずっとすいてから、今度は周りにイノシシやら何やら鹿やりますから、フェンスなんかをきれいに張って、立派なものを作ってあるんですよ。そういう方たちを市のほうで何か、あっせんと言ったらいけないけど、パンフレットを出して、外部の方でもいいですから来ていただくようなあれは何かできないだろうか。

結構放棄地がどんどん、今からもっと増えますもんね。そして、全然、後を作る人がいないんですよ。そして、草がぼうぼうとなっている。だからといって、その草を刈れと言ったら、刈る

人間がないんですよ、現実。そして、どうかしたときは身内の方が建設会社あたりに「どうでもいいから使ってくれ」と言ったら、そこに資材を持ってきて投げてみたり。だから、「こんなところに誰が資材を置いていいという許可をもらったんだ」と言ったならば、何か1週間ばかりしたら片づけとったりしてですね。

いろいろありますから、やっぱりそこのところは何かそういうふうにしてから、きちんとされるような人が、こちらに転入というのではないけど、こっちに来ていただいたらですね。そういうふうなあっせんというようなのは何かありますか。

○農政担当：何か難しいですけど……。

○推進委員：難しいのは難しいです。私も考えよるです。

○農政担当：そういったのがあれば非常にいいんでしょうけれども。今、市など全体で進めているのが、担い手さんがいらっしやらないというところがあるので、地域で話し合いを進めながら、人・農地プランみたいなものを。10年後は自分たちがいないので誰か任せることができますかとかいうようなところも進めながら、各地域で進めているところでございます。ですから、地域で次の担い手を、集積させていただいたりだとか、法人化していったりなどというのを進めているところが実情です。ですから、今おっしゃられるようないい方たちが全てじゃないから、まずそういうところの人たちを集積するときにはどうでしょうかというところから。

○推進委員：それは、担い手さんという、いるんですよ。いますよ。いますけど、結局、基盤整備したところなら担い手をしようと。私たちみたいな段々畑のようなところは、誰も受けない。そして、この前なんかちょっとほかにもいらっしやったから、ちょっとその人に相談した。「なら私がやろうかな」と言っていたけど、結局土壇場になったら「やっぱりできない」と、こんな感じです。だから、結局何があれかと言ったら、やっぱり本当に農家をした人だったら、現実、苦勞を知っているから手をつけないんですよ、もう見向きもしないんですよ。「あんなところに何ができようか」と言って。「骨折るばかりで、ばからしいね」と。

○委員：耕作放棄地の問題やろうが。だけん、それはほかにもいろんな問題があろう。

○推進委員：うん。結局それが放置なんですよ。わあわあみんなでおっしゃるけど、結局そこが問題なんですよ。

○議長：今言われましたように、人・農地プランということでアンケートを先般取られていますよね、市が。あれで個人ごとにもたしか取ってるんですよね。で、分かりますし、そういうのを整理をされます、ぴしゃっと。今言われているのは、受入れ、こっちに来ていただく方の話なんです、実は新規参入については、県の普及センターとか、農協さんとか市とかの委員会も含めて、そういったところに御相談があるのを待つような状況が多いんですよ。ただ、県は全体でそういう受入れの場の設定をしたりして、相談に乗りますという会合を時々やっていますので、そ



ういう人たちが筑紫野をうまい具合に利用していただければあり得ることですので、農業委員会としてもそういう方向の話をしていかないといけないとは思いますが。まだそこまで至っておりませんで申し訳ないんですが、そういうことがあります。だから、やっぱり来る人を探してこないことには。地元の方でも結構なんですね。例えば下の方が上まで上ってやってやろうという人が出てくれば、なおいいですね。なかなか難しいところがございますが。

○推進委員：結局どこから手をつけていいかということが、私たちじゃどうしようもないし。

○議長：市内も農業振興地域整備計画とか、農業地区域はここですよ、それ以外は白地で転用が利きますとかいろいろございますが、やっぱり最低限守る土地は守っていくのが基本ですし、それ以外の農地が相当数ありますので、そこをどうしていくかというのは検討しないといけないところだと思いますね。ほったらかしじゃどうしようもないと。今回、前回は農地パトロールを回っていただいて、山林になっているとかいろいろありますので、そういったのを外そうという話はしておりますけど、外すばかりじゃいけないところもありましようから。ぜひ使えるような農地については利用すべきだと思いますので。

○推進委員：はい、分かりました。

○委員：もう一つよろしいですか。

○議長：どうぞ。

○委員：今後、ある程度方向性が見えるものを用意してくださるということなんで、貸し農園は、単純に考えると、駐車場などと同じように事業として捉えてよろしいんですか。使っているのは農地ですけど。そこで見方が変わってくると思うんです。貸し農園という、駐車場みたいな事業者と考えるのか、ただの農地の、例えば耕作放棄地などの有効活用という形で捉えるのかで、作っていただく資料とかああいうのも変わりますし。先ほどの話、今、□□さんが言われた部分でも、ちょっと見方が変わってくると思うんですね。

○農政担当：今回私たちが「そういった資料を作りましょう」と言った資料の中でということでしようけど、私たちが作る分に関しては、あくまでも農園として。駐車場とかじゃなくて、家庭菜園を作られるようなものにするような話でしか資料を作りません。

○委員：そうですね。

○農政担当：はい。事業用地といいましょうか、駐車場用地だとか、そういったところはちょっとなし……。

○委員：いや、結局貸し農園、例えば僕がほとんど農地としてどうだろうというときになったら、貸し農園として全部持っている農地を全部貸してしまえとした場合ですよ。それは、農地の有効利用という中での農地なのか。「あんた、実際耕作してないでしょう。それなら駐車場の経営者と同じやないね」と。要は、地主さん自体が普通の駐車場的な事業者とみなすのか、あくまで、

農業のハウスとかそういうのと同じで、農地の活用の農業者とみなすのかということですが、僕がお聞きしたいのは。

○農政担当：基本的に、貸し農園が事業としてできるかというのは、実際なしです。

○委員：はい、成り立つかどうかは別です。

○農政担当：そういったのは、個人で事業主として、貸し農園を業とした農地を扱うなどという場合でしょうが、契約できるのが当たらないというか、できない状態なんですよ。ですから、先ほど言いましたが、個人さんが、この場ではどうでしょうか、言えないですよ、簡単に貸せますよというのはないんですよというのは、私たちは言葉の中で言わせてもらったんですけども。自分が持っている田んぼを近所の方たちに、勝手に作っていいよ、どんどん使えんしゃいよといって業にすることはちょっと難しいですよ。クリアしないといけない法などがあります。

ただ、そういったのができるのはどうすればいいんだろうかというところの部分で一覧表を作ったような状態で、こういったときはできますよとか、そういったのを整理した資料を作りましょうかということです。議長からも言っていた分、次回か、その次ぐらいにお示しできるようなものを作るときでしょうか。これだからできないんですよ、これだったらできますよというところの分を作りましょうかというところを言ったところです。

ですから、今おっしゃられた、自分が持っている田んぼや畑を貸して、それを業としたいというところのものではないと。ですから、その作るところの段階の分は、ちょっと待っていただければと思います。

○委員：質問自体が飛躍していますので、すみません。

○議長：農業者は従事日数との兼ね合いもございまして、それが下手するとゼロに近くなりますので、農業者として認められない形もあり得ますからですね。

ほかございませんか。

(なし)

○議長：ちょっと長くはなりましたが、いろいろと出していただきましてありがとうございます。また今後、いつか早い機会に検討していただきます。

では、質疑も大体出ましたようでございますので、お諮りいたします。本件を承認することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員賛成と認め、よって本件を承認することといたします。

それでは、先のページです。地図の後ですね。一番最後のほうになります。議案第18号のところをお開けください。後ろから10枚近く、利用権設定の関係です。

農政議案第18号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定に関する件を議題といたし

ます。

農政担当者の説明をよろしく願いいたします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号02-11-001、貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地目、田。面積、1,315平米。農振区分、農用地。利用権の種類、賃借権。利用権の内容、水田。期間につきましては、令和2年11月11日から令和5年11月10日までの3年間となっております。賃借料につきましては、10アール当たり玄米60キロとなっております。

飛ばしまして、4ページを御覧いただければと思います。

下から5段目ぐらいからなんですけれども、02-11-023というところがございます。それと、02-11-024、2件の5筆があるんですけれども、これにつきましては、借受人が公益財団法人福岡県農業振興推進機構となっております、この後の議案第19号にて、その配分についてお諮りさせていただければと思っておりますので、よろしく願いします。

すみません、それ以外につきましては、事前にお配りしておりましたのでお読み取りいただければと思います。

最後に合計ですけれども、件数につきましては、更新16件、新規が8件、計24件の筆数は66筆、地積といたしましては9万1,475平米となっております。

説明につきましては以上です。御審議よろしく願いいたします。

○議長：ありがとうございます。それでは、本件に対する質疑・意見のある方はお願いいたします。最後のほうに言われた件は、後ほどまた議題として上がりますので、ようございますか。

(なし)

○議長：それでは、お諮りいたします。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することといたします。

それでは、先ほど申されましたように、その先を開けてください。

農政議案第19号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に関する件を議題といたします。

計画の内容について、農政担当者の説明をお願いいたします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号、2-11-101。貸付者氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、理事長渡邊大起。

貸付者住所、福岡市中央区天神4丁目10番12号。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地目、田。面積、852平米。農振区分、農用地。利用権の種類、使用貸借。利用権の内容は水田でございます。期間につきましては、令和3年1月1日から令和13年4月30日の約10年間となっております。

以下の3件につきましては、同法人から同じく□□さんへの貸付配分計画となっております。

続きまして、2-11-102でございます。同じく公益財団法人福岡県農業振興推進機構、理事長渡邊大起。貸付者住所、福岡市中央区天神4丁目10番12号。借受人氏名、農事組合法人□□、代表理事□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地目、田。面積、2,348平米。農振区分は農用地でございます。利用権の種類は賃貸借。利用権の内容は水田。期間につきましては、令和3年1月1日から令和12年10月31日、ちょっと期間が変わっておりますが、約10年間となっております。賃借料につきましては、10アール当たり1万円となっております。

合計でございます。新規の案件が2件、筆数といたしましては5筆の5,394平米を、こちらの担い手のほうに配分する計画となっております。

説明は以上になります。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長：ありがとうございます。本件について、質疑・意見のある方はお願ひいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、お諮りいたします。本件について異議なしと認めることに御異議のない方は挙手をお願ひいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員異議なしと認めます。

それでは、今、定例会の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和2年第11回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。